

発行:太平洋核被災支援センター

<http://bikini-kakuhisai.i-jet55.com>

事務局 宿毛市山奈町芳奈2779-2

山下正寿 Tel・Fax 0880-66-1763

<masatosi.sky@orange.zero.jp>

彼岸花が咲き始めましたが、厳しい残暑です。皆さま、何よりも健康第一、ご自愛ください。

さて、8月22、23日、静岡エバーグリーンの皆さんと幡多ゼミ顧問・OGとの交流が実現し、8月28日には沖の島探求セミナーを実施しました。

ビキニ被ばく船員訴訟は、7月26日東京地裁で第1回口頭弁論が行われ、9月2日高知地裁では第2回口頭弁論が開かれました。裁判支援のクラウドファンディングを9月1日からお願いしています。

新型コロナ感染拡大のなか、計画変更を余儀なくされるイベントもありましたが、感染対策を練りながらできる範囲で実施しました。



ゼミ館2階での交流

1. 静岡エバーグリーンの皆さんと幡多ゼミとの交流

8月21日(日)、静岡の粕谷さんはじめエバーグリーンの一行が幡多ゼミナール館を訪れ、山下さんやゼミ顧問、ゼミOGとの交流を行いました。粕谷さん、森さん、岡崎さん、高島さん、山口さん、橋本さんの6人です。静岡の皆さんは高知市で開催された「教育のつどい」に参加、さらに足を延ばして宿毛市を訪れてくれました。静岡の皆さんと山下さん・幡多ゼミは、共に韓国、福島、石巻を訪問、合同調査や交流を進めてきました。2019年8月には、「愛吉・すずのバラ」を高知から静岡へ里帰りさせた経過もあって今回の交流が実現したものです。



1988年すずさんを訪問した焼津中学生と幡多ゼミ生

幡多ゼミの参加者は、OGが近藤さん、橋崎さん、津野さんの3人、顧問が山下さんと東さんです。

OGの近藤理香さんは、1988年高校2年生の時、高知ゼミの仲間と焼津・久保山すずさんのお宅を訪問、庭に咲くバラの側ですずさんの証言を聞かせてもらい、翌年、久保山愛吉さんとすずさんが大切に育てたバラを幡多ゼミがもらうきっかけを作りました。特別支援学校の養護教員です。

橋崎律子さんは、近藤さんと共にゼミ館で「愛吉・すずのバラ」を株分けし、そのバラを3年前に静岡の粕谷さんに届け里帰りさせたOGで、今、中村民主商工会の事務局長をしています。

津野奈緒さんは、2011年12月、山下さんの焼津平和賞記念講演に同行、シンポジウムでパネラーを務めました。日韓高校生交流の中心として活動、現在、四万十市で医療生協地域交流センターの職員としてビキニ写真展を実施するなど活躍しています。

静岡の皆さんは、ゼミ館周囲の「愛吉・すずのバラ」や住吉丸の展示、BBQ場、展示写真などを見学、その後、質問に答える形で意見交換が行われました。

高校生のビキニ被災調査の始まりから、大人が被災漁船員救済のためビキニ被ばく船員訴訟を闘うようになったこと。日韓交流から韓国高校生と地元の人たちと共に、津賀ダム平和祈念碑を建立したこと。今は高知探求ゼミナールにとりくんでいること等々です。

特徴的なやりとりを紹介します。

問 ゼミ生の勧誘と活動を長続きさせるには？

山下 映画「ビキニの海は忘れない」と吉永小百合さんのナレーションの効果が大きかった。高校入試の面接で、受験動機を「幡多ゼミで活動したい」という受験生が多く現れた。また、中学で不登校やいじめられた生徒もいたが、ここでは何でも言える、素顔の自分を出していいと分ると見る見る変わっていった。ゼミの仲間や地域の人たちに見守られる中で、自分を見つめ直して成長した。

教師こそ余裕が必要な仕事、自由や感動が大事。教師が自由や感動を伝えねば！

橋崎 ゼミでは、ため口で話していることにビックリした。自主的なサークルに魅かれた。ゼミが無かったら不登校になっていたかも。

近藤 言いたい放題言ってることに衝撃を受けた。高校では真面目なことが馬鹿にされる雰囲気だったが、ここは違っていた。平和の旅が魅力だったが、羽目を外しすぎると、ゼミ生の中から「これでいいの」「何のために来たの」と泣きながら提起。それを契機に、もう一度活動や自分を見つめ直した。

津野 他校の高校生と交流できたことも魅力だった。自主的に活動することを大切に、強制しない。学校の勉強より楽しかった。



左手前は「愛吉・すずのバラ」、右奥が住吉丸の説明ボード

問 高校生が活動することの意味は？

山下 高校生の時が大事。自分の足もと（地域）は生活の場、そこを見つめることが大切。それが学習の出発点。ビキニ被災者も高校生には話しておこうという気になる。第5福竜丸だけでなく、その他の人たち（漁員）の思い、生活を掘り下げることが大切。ゼミ生は自分が聞いた真実を他の人に伝えねばと表現活動にとりくんだ。



村井眞菜さん夫婦



四万十川河原で歌う

翌日、静岡の皆さんは四万十川沿いに四万十町へ移動、ゼミOGの村井眞菜さんと交流しました。村井さんは、2011年幡多ゼミが焼津平和賞を受賞、その受賞式に山下さんと参加した時、初めて粕谷さんと出会いました。8月21日「教育のつどいに」に村井さんはシンポジストとして参加、その時偶然にも粕谷さんと再会し、その場で交流を約束したものです。

豚舎を改造した村井さんの家では昔話に花が咲きました。家のすぐ下の四万十川河原に降りて、村井さんはギターを弾き自作の歌を静岡の皆さんと歌いました。村井さんは「短時間でしたが、すごく中身の濃い交流になりました。このつながりを今後も続けていきたい」と話しています。

粕谷さんは、OGの「3人は『幡多ゼミは本当に楽しかった！！』と弾けた」と書いています。「卒業後もOBとして新年会やイベントで交流、現役のゼミ生や顧問の先生とも何らかの繋がりがある、ことは素晴らしい」と仰ってくれました。

（この記事は、粕谷さん、山口さんの文章をもとに、再構成しました。写真は全てお二人の提供です）



大堂海岸の絶景に圧倒される

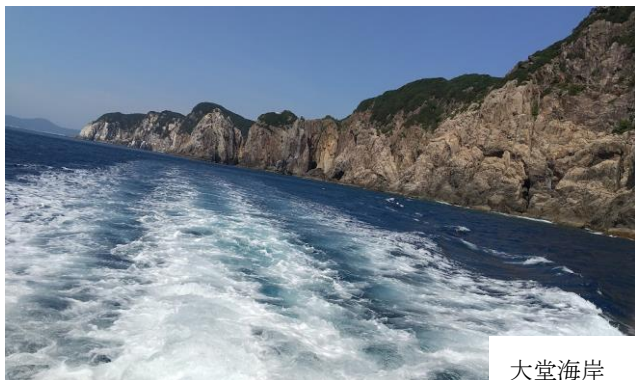
2. 爽快な大堂クルージング…沖の島探求セミナー

8月28日（日）、沖の島探求セミナーの企画でクルージングを実施しました。柏島から大堂海岸へ、そこ

から沖の島近くのビロー島を周ってきました。参加者18名のうち17名が乗船、観音岩や大堂海岸の切り立つ壮大な絶壁に沿って船はゆっくりと進みます。天気にも恵まれ、海から眺める絶景は格別です。浴びる波しぶきも心地よい爽快なクルージングでした。

宮川先生一家6人は、前日、足摺海洋館「SATOUMI」を観覧、テントを張ってキャンプ生活を楽しんでいました。当日はクルージングの後、釣りに海水浴にと家族で最後の夏休みを満喫したようです。

室戸から4時間かけて来てくれた濱田さんや高知の若い3人の先生、ALTマックさんと外国籍の友人2人など多彩な参加者で賑わいました。



大堂海岸

沖の島探求セミナーは、来年の「ビキニデーin高知2023」幡多フィールドワークのプレ企画として、また「高知探求ゼミナール」の結成準備会として企画されました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の中で、ビキニ被災や島起こしなどの聞き取り調査、公共の施設を借りることができなくなり、柏島周辺のツーリングに特化して実施したものです。

3. ビキニ被災船員訴訟

9月2日、高知地裁で第2回口頭弁論が開かれました。1954年アメリカの水爆実験で、被災した高知県内の元漁船員と遺族ら19人が、国に対して損失補償を求めている裁判です。

原告は、日米両政府が200万ドルで政治決着した事で米国に損害賠償を求める権利が行使できなくなったとして、憲法29条3項に基づく損失補償を求めています。口頭弁論では、被告(国)の「原告の損害賠償請求権は私有財産に該当しない」との主張に対して、原告弁護団長の南拓人弁護士は「純然たる債券であり、日米合意で損害賠償権行使ができなくなったのは、私有財産に対する特別の犠牲にあたる」と反論。また、



観音岩



家族で参加



ビロー島

被告(国)の主張は、55年の「日米合意」から20年の除斥期間をすぎ損失補償請求はできないとするものですが、南弁護士は「除斥期間を主張することは信義則違反・権利の乱用」と主張。「もし、除斥期間を適用するとしても、起算点は厚労省がビキニ事件の情報を開示した2014年9月にすべきだ。なぜなら、それまで元漁船員らは被災に係る情報を全く知らされていなかったからだ」と強調。「被告(国)側の主張は正義・公平に著しく反する」と訴えました。

また、被告(国)が実験海域を「危険区域」などと周知していたという主張に対しても、南弁護士は「国側が主張する『周知』は官報での告示にすぎず、理由も『兵器の実験』と抽象的で、水爆実験であることが全く明らかにされていなかった」と反論しました。

裁判後に開かれた報告集会で、原告団長の下本節子さんは「この裁判は、ロシアによる核兵器の威嚇や核実験、原発など、核の危険性を訴える裁判だと思っています。核被害者の希望は核兵器禁止条約です」と裁判への決意と展望を語りました。

お詫びと訂正

支援センターたよりNo.12で、「非核の政府を求める京都の会」常任世話人の長谷川千秋さんがビキニ被災貨物船「弥彦丸」の船員追跡調査を行った頃の肩書を朝日新聞大阪本社編集局長と紹介しましたが、正しくは「朝日新聞西部本社社会部デスク」でした。訂正しお詫びいたします。

4. 裁判支援のクラウドファンディング お願い

高校生と調査を初めて27年が経過、当時出会った船員のほとんどの方が亡くなりました。ご案内のクラウドファンディングは原告19名と弁護士24名で闘う裁判費用を支えます。「ビキニ事件」はまだ終わっていません。一日も早く、遺族と共に救済されるようご支援をよろしくお願いいたします。(次頁参照)

ビキニ裁判を支援するクラウドファンディング 9月1日スタートしました

9/9 現在 573000 円 (11%)



ビキニ国賠訴訟裁判では、高知地裁、高松高裁とも、①国家賠償請求権は除斥期間を過ぎて
いる。②政府が意図的に隠した事実はない。とし、訴えを棄却しました。しかし一方で、「漁
船員の救済の必要性については改めて検討されるべきと考える」と、元船員らの救済の必要性
に言及し、被ばくの事実を認定し、立法院・行政府に救済の道を促したのです。

「ビキニ事件」はまだ終わっていません。私たちは国賠訴訟から行政訴訟に切り替へ、被ばく
船員訴訟は、高知地裁と東京地裁の二つの裁判所で審理が開始され、9月2日高知地裁で第2回
目の口頭弁論が行われました。

ご案内のクラウドファンディング「ビキニ被ばく船員訴訟支援プロジェクト」は、原告19名
と弁護士24名でたかう裁判費用を、1,000万円近くを見込み、うち500万円以上をクラウド
ファンディングで募らせていただき、裁判を財政支援でささえます。

「ビキニ事件」は、戦後の闇に葬られた人権侵害事件です。元漁船員に残された時間は少なく
なっています一日も早く、遺族と共に救済されることを願って頑張っています。ぜひ多くのみ
なさんのご支援をよろしくお願いいたします。

クラウドファンディングの URL

<https://readyfor.jp/projects/Bikini1954>

問合せ先: 高知県原水協内(松繁) TEL/FAX(088)875-3917

Mail: kochigensuikyou@outlook.jp